

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の七中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービス若しくは同法第六条の三第二項」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービス若しくは同法」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。